

金沢市物価高騰緊急対策福祉施設等光熱費補助金

Q & A

Q 1 : 同じ法人で複数の事業所等を運営している場合はそのサービス種別全てにおいて対象となるか。

A 1 : 対象となります。申請時に、法人内で運営する交付金の対象となるすべての事業所等分をまとめて申請してください。

ただし、以下のように同一所在地で一体的にサービスが提供されている場合は、合わせて1事業所とします。

①指定居宅サービスと、指定介護予防サービス・介護予防型サービス・基準緩和型サービス

②介護予防型サービスと基準緩和型サービス

③福祉用具貸与と福祉用具販売

また、障害福祉サービスの指定を受けている事業者については、市障害福祉課でも同様の補助を実施していますので、そちらでご申請ください（本補助金の対象とはなりません）。

Q 2 : 申請書に記載する令和6年度光熱費（電気料金、ガス料金、灯油代）実績額の補助対象月はいつの分か。

A 2 : 令和6年10月分から令和7年3月分の光熱費（電気料金、ガス料金、灯油代）が対象となりますので、その月分の実績額を記載ください。

ただし、一部の光熱費で補助上限額を上回る場合は、該当の光熱費の実績額のみの記載で構いません。

（例：訪問介護の補助金上限額20,000円に対し、10月分の電気料金だけで30,000円の実績がある場合、30,000円の記載で可）

→この場合、添付書類の領収書（写し）または通帳コピー（写し）についても30,000円がわかるものを添付してください。

Q 3 : 申請書に記載する令和6年度光熱費（電気料金、ガス料金、灯油代）実績額で、「複数の事業所等・サービス種別で請求が一括となっている場合は、按分した額を記載」とあるが、どのような基準で按分するのか。

A 3 : 例として、定員数や事業所面積、均等割りなどで按分してください。その際は按分表の提出もお願いします。按分表は任意の様式となりますが、記載方法は申請書記載例に示してあります。

Q 4 : 令和6年12月2日以降に事業を開始した場合は対象となるか。

A 4 : 対象とはなりません。今回の補助金は、基準日（令和6年12月1日時点）以前から長引く物価高騰等の影響を受けている事業所等に対する支援を目的としているためです。

Q 5 : やむを得ない理由により、令和 6 年 12 月 1 日時点で休止している場合はどうすればよい
か。

A 5 : 個別に介護保険課にご相談ください。

Q 6 : 概要説明に障害福祉課でも同様の補助を実施しているとあるが、どこで確認できるか。

A 6 : 準備が整い次第、金沢市障害福祉課のホームページ等で周知いたします。

Q 7 : 概要説明によると、15 人定員の地域密着型通所介護と 15 人定員の基準緩和型通所サービ
スを同一所在地で実施している場合、事業所としては 1 つとなるが、定員数は合わせて 30
名なので定員数 19 人以上として 100,000 円の補助上限額ということか。

A 7 : お見込みのとおりです。

Q 8 : 基準日以降にサービス種別の変更があった場合どうなるか。

A 8 : 基準日時点のサービス種別で申請してください。